様式３

 令和 　年　月　日

現場代理人兼任配置申請書

北塩原村長

住所

 氏名 印

　北塩原村工事請負契約約款第10条第３項の規定及び同規定に係る運用基準の規定により、次の工事について現場代理人を兼任させることとしたいので承認願います。

　なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申しません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 現場代理人氏名 |  | 連絡先 |  |
| 施工中の工事 | 工事の名称 |  | 工事種別 |  |
| 工事の場所 |  |
| 契約期間 |  |
| 請負金額 |  |
| 工事担当課 |  |
| 新規請負工事 | 工事の名称 |  | 工事種別 |  |
| 工事の場所 |  |
| 契約期間 |  |
| 請負金額 |  |
| 工事担当課 |  |
| 上記の現場代理人の兼任については、裏面の条件を付して承認します。（承認できません。）令和　年　　月　　日様北塩原村長　　 |
| 事務処理欄 | 上記のとおり現場代理人の兼任の承認申請がありましたので、兼任の可否について照会します。

|  |
| --- |
| （　　　　　　　　　　　　課） |
| 課長 | 班長 | 担当 |
|  |  |  |

上記工事の現場代理人については兼任可（不可）と判断する。 |

**※２部提出すること。**

（裏面）

**現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書の承認に当たって付す条件**

１　緩和が承認された工事現場において、次の事項を履行すること。

履行されていないことが確認された場合には、緩和の承認を取り消すものとする。

⑴現場代理人が不在となる工事現場においては、工事現場の取締りのほか、工事の施工に関する事項を処理できる責任者を指定し、必ず配置すること。

⑵現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

⑶現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図るとともに、監督員と必ず連絡が取れる体制を構築すること。

※ ただし、緩和の承認を受けた工事の施工に当たっては、次の場合に限り上記⑴、⑵、⑶の義務事項を除外する。

ア　工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合イ）契約後の準備期間中で工事に着手していない場合ウ）片方の工事が中止または休止となっている場合

イ　現場代理人は、１日に１回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

ウ　現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。

また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

２　緩和が承認された工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合は直ちに緩和の承認を取り消すものとする。

３　受注者が工事発注者から現場代理人の緩和の承認を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、工事発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。